

四国中央市森林情報管理システム保守業務

仕様書

令和2年11月

四国中央市農林水産課

四国中央市森林情報管理システム保守業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、四国中央市（以下、「発注者」という。）が実施する「四国中央市森林情報管理システム保守業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものである。

2 業務の目的

本業務は、四国中央市森林情報管理システム関連機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）に対する所要の保守、運用サポート及びデータ更新業務を本業務の受託者（以下、「受注者」という。）に委託することにより、四国中央市森林情報管理システム（以下、「システム」という。）が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

3 業務場所 四国中央市中之庄町 1684 番地 16 農業振興センター 農林水産課

4 履行期間 令和3年5月1日（土）～ 令和8年4月30日（木） この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

5 業務範囲 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 保守業務
- (2) 運用サポート業務
- (3) データ更新業務

6 業務履行条件

- (1) 業務履行に当たっては、受注者の監督下にある担当技術者の派遣または電話、ファクス、電子メール等により行うこととする。
- (2) 本業務は、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこととする。ただし、発注者において、当該機器等に発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。
- (3) 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備及び緊急時対応マニュアルを作成することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。

7 業務対象機器等

本業務の対象となる機器等は、下記のとおりとする。

- (1) システム
- (2) デスクトップパソコン
- (3) バックアップ用 HD
- (4) 無停電電源装置
- (5) モバイル PC

8 業務内容

既述した本業務の目的及び業務履行条件に基づいて、次の各号に掲げる内容の業務

を行うこととする。

(1) 保守業務

①機器等の障害の原因究明及び修復

機器等に障害が発生した場合、受注者は、障害原因の切り分けも含め、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行うこととする。

②OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用

受注者は、これらの修正プログラムがリリースされた際には、ただちに発注者に報告することとする。ただし、修正プログラムの適用に当たっては、事前に発注者と協議の上、適用の可否及び実施日時等を決定することとする。

(2) 運用サポート業務

①発注者からの問い合わせ等への対応

受注者は、発注者からの問い合わせに対し、電話、電子メール等により対応すること。問い合わせについては、発注者から行うこととする。

②システムパッケージ、データベース等のバージョンアップ

受注者は、これらのプログラムの最新版がリリースされた際には、直ちに発注者に報告することとする。ただし、バージョンアップの実施にあたっては、事前に発注者と協議の上、適用の可否及び実施日等を決定することとする。

③受注者は、必要に応じて訪問サポートを行うこととする。

④受注者は、保守サービスの実施状況について、報告書を提出する。(1回/年)

(3) データ更新業務

受注者は、森林GISにおいて、以下のデータ更新を1回/年の頻度で行う。

①森林計画図の入替え

- ・愛媛県の提供する森林簿データおよび林小班レイヤデータの入替えを行う。
- ・更新頻度：1回/年
- ・対象データ：森林簿、林小班レイヤ
- ・対象範囲：四国中央市

②国土調査成果の追加

- ・地籍調査登記完了(送付完了)に伴い、林地台帳地図(地番図)の更新を行う。
- ・更新とは、対象となる地籍調査地区の範囲を既存の林地台帳地図から筆削除し、新たな地籍調査成果の筆情報を林地台帳地図に追加する。追加により既存の地図データとの接合部分に重なりや隙間が生じるため、発生したひずみの図形調整を行う。なお、既存地図の筆削除範囲の特定が困難な場合は、市職員の協力を得て処理を行う。
- ・林地台帳属性情報は対象外とする。
- ・更新頻度：1回/年
- ・対象データ：林地台帳地図(地番図)
- ・対象範囲：四国中央市森林計画対象森林内
- ・数量：地籍調査3地区

9 特記事項

- (1) 本業務における各種業務の履行後は、受注者は速やかに発注者へ文書による報告を行うこととする。なお、機器等の障害の修復に係る報告についても同様とする。

- (2) 本業務に係る交換部品等の調達、納入、交換等に係る費用は、消耗品を除きすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務における保守業務及び点検業務において、障害の修復に時間を要する場合は、代替機を用意する等、システム運用及び業務に支障をきたさない措置を講じることとする。この場合に必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 次に掲げる原因によるものは、本業務に係る保守の対象外とする。
 - ①受注者以外の者による改造、修理、分解及び加工並びに設置場所等の変更が行われたことによるもの。
 - ②機器等の取扱説明書及び受注者が作成した操作マニュアルに記載された操作方法以外の使用によるもの。
 - ③故意によるもの。
- (5) 受注者は、本業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (6) 本業務を行うにあたり生じた疑義については、双方協議を行い、その対応を決定することとする。